

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の申立てにおいて、避難により退職を余儀なくされた申立人夫の就労不能損害について、避難中に同申立人が鬱状態に陥ったことや、避難中に就職したものの勤務時間が制限されていること等の事情を考慮して、同申立人の事故前勤務先の定年退職予定月である平成28年6月分までの減収分（影響割合10割）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 避難費用 (X1) 金453,648円
自 平成26年11月1日 至 平成27年5月31日
- (2) 生活費増加 (X1) 金35,000円
自 平成26年11月1日 至 平成27年5月31日
- (3) 就労不能損害 (X1) 金7,094,116円
自 平成26年11月1日 至 平成28年6月30日
- (4) 生命身体的損害 (X1) 金124,820円
自 平成26年11月1日 至 平成27年5月31日
(内訳)
・ 交通費 7,260円
・ 通院慰謝料 110,000円
・ 診断書代 7,560円
- (5) 生命身体的損害 (X2) 金114,160円
自 平成26年11月1日 至 平成27年5月31日
(内訳)
・ 交通費 6,600円
・ 通院慰謝料 100,000円
・ 診断書代 7,560円
- (6) 精神的損害 (X1) 金2,200,000円
自 平成26年11月1日 至 平成28年8月31日
- (7) 精神的損害 (X2) 金2,200,000円
自 平成26年11月1日 至 平成28年8月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目についての和解金として、合計金12,221,744円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、平成28年7月21日付け和解契約書（一部）記載のとおり、本件の賠償金として、金3,359,806円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年10月21日

（仲介委員 國貞美和）